

鳥取県立博物館県民協力等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県立博物館（以下「本館」という。）が、本県の学術文化振興や社会教育の充実（以下「学術文化振興等」という。）への貢献が期待される県民の同好会、グループ、サークルその他の団体に対して協力等（日常的・継続的な協力、連携、支援等をいう。以下同じ。）を行い、又は当該団体の協力等を受け入れること（以下「協力等の取組」という。）について必要な事項を定め、もって県民との協働により学術文化振興等を推進する体制を構築することを目的とする。

(対象団体)

第2条 当館の協力等を受け、又は当館に協力等をすることを希望する団体は、本館の館長（以下単に「館長」という。）に様式第1号の申出書を提出するものとする。

2 館長は、前項の規定による申し出があった場合において、当該申し出をした団体が次に掲げる条件を具備するときは、当該申し出を承認する。この場合においては、当該団体にその旨を通知するとともに、これを様式第2号の登録簿に登録する。

(1) 目的、事業、会員、意思決定方法等を定めた規約その他の規程に基づいて円滑・適正に運営されており、その事業活動が法令に違反しておらず、暴力団も関与していないこと。

(2) 本館が博物館活動を行っている分野（自然、歴史・民俗又は美術の分野）に係る活動を行っており、当該活動に関し本館の協力等を受け入れ、又は本館に協力等を行う意思・意欲があること。

(3) 当該団体に係る協力等の取組が、学術文化振興等に資するものであって、宗教団体による宗教活動又は政治団体による政治活動として行われるものでないこと。

(4) 当該団体に係る協力等の取組に関して本館の職員が行うこととなる業務が、職務遂行における公私の区分の徹底等について（平成19年5月教育長通知）の3（公務又は公務に準ずるものとして従事できる業務）に掲げられているものであり、かつ、当該職員に過大な負担を強いるものでないこと。

3 館長は、第1項の規定による申し出に対して前項の規定による承認（以下「団体承認」という。）をしないこととしたときは、当該申し出をした団体に対し、その旨及びその理由を通知する。

(協力等担当者)

第3条 館長は、団体承認を受けた団体（以下「対象団体」という。）毎に、協力等に関する業務を担当する職員（以下「協力等担当者」という。）を指定する。この場合、当該指定は、当該業務の責任者と補佐者について行い、補佐者については複数の職員を指定することができる。

2 協力等担当者は、担当する対象団体に対する本館との協力等の窓口として、対象団体と密接な連絡調整を行うものとする。

3 館長は、第1項の指定を団体承認と併せて行い、協力等担当者名も前条第2項後段の通知に記載する。

(協力等実施計画)

第4条 対象団体は、その年度に受け入れ、又は実行する協力等の取組の概要を定めた計画（以下「実施計画」という。）を作成し、協力等担当者を通じて館長に提出するものとする。ただし、当該年度の協力等の取組の概要が前年度のものと同様であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により提出された実施計画に従って行われる協力等の取組が第2条第2項、第3号又は第4号に掲げる条件を具備しないと認めるときは、協力等担当者を通して対象団体に当該実施計画の補正を指示する。

3 前項の規定により実施計画の補正を指示された対象団体は、協力等担当者と協議・調整して当該補正を行い、補正後の実施計画を館長に提出するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(申出事項の変更)

第5条 対象団体は、第2条第1項の規定による申出事項のうち、所在地、名称、代表者の職・氏名、活動目的、活動範囲又は活動分野のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を館長に申し出るものとする。

(団体承認の取消)

第6条 館長は、対象団体が第2条第2項に掲げる条件を具備しなくなったと認めるときは、当該対象団体に係る団体承認を取り消すことができる。この場合においては、第2条第3項の規定を準用する。

(協力等実績報告)

第7条 対象団体は、その年度の協力等の取組が完了したときは、速やかに協力等担当者を通じて館長に当該取組の実績を報告するものとする。この場合、協力等担当者は当該報告の概要を鳥取県立博物館年報に登載する。

(雑則)

第8条 その他協力等の取組に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

鳥取県立博物館県民協力等申出書

年 月 日

鳥取県立博物館長 様

（申請者）

所 在 地

名 称

代表者の職・氏名

印

当団体の活動について、貴館の協力等を受け、又は貴館に協力等をしたいので、関係書類を添えて次のとおり申し出ます。

(1) 団体の概要	活動目的	
	活動範囲	①県内でのみ活動 ②県外（ ）も活動
	活動分野	①自然 ②歴史・民俗 ③美術
	会 員 数	人
	上部組織の有無	①全国組織の支部等 ②その他
(2) 協力等の取組の内容	① ② ③	
(3) その他	※本申請にあたり、補足又は特記事項等があればご記入ください。	

※次の書類の写しを添付してください。

- (1) 規約、会則等
- (2) 役員名簿

様式第2号 (第2条関係)

鳥取県立博物館協力等対象団体登録簿

届出年月日	承認年月日	団体名	協力等の取組	責任者	補佐者	備考